

議案第67号 説明資料

幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日条例第32号) (目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、幕別町の機関が保有する個人情報の<u>公開及び訂正</u>を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、<u>実施機関が管理する文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープその他これらに類するものに記録されるもの、又は記録されたものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</u> (2) 略	○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日条例第32号) (目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、幕別町の機関が保有する個人情報の<u>開示及び訂正等</u>を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（<u>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。</u>）をいう。ただし、次に掲げる情報を除く。 <u>ア 法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報</u> <u>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</u> (2) 略 (3) <u>保有個人情報</u> <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（幕別町情報公開条例（平成11年条例第31号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</u> (4) <u>特定個人情報</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（<u>国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。</u>）及び事業を営む個人をいう。 第3条～第7条 略 （利用及び提供の制限等） 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に<u>個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(4) 略 2 実施機関は、前項ただし書の規定により<u>個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</u> 3 実施機関は、実施機関以外のものに対して<u>個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</u>	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。</u> (5) 保有特定個人情報 <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u> (6) 事業者 事業を営む法人その他の団体（<u>国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）を除く。</u>）及び事業を営む個人をいう。 第3条～第7条 略 （保有個人情報の利用及び提供の制限等） 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に<u>保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第9条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(4) 略 2 実施機関は、前項ただし書の規定により<u>保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</u> 3 実施機関は、実施機関以外のものに対して<u>保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</u> <u>（保有特定個人情報の利用の制限）</u> <u>第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報の利用をしてはならない。</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
(結合の制限) 第9条 実施機関は、通信回線による電子計算組織を結合する方法により、<u>個人情報</u>を当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)及び(2) 略 2 実施機関は、前項ただし書（同項第1号を除く。）の規定により新たに<u>個人情報</u>を当該実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その提供する<u>個人情報</u>の記録項目を変更しようとするときも、同様とする。 3 略 第10条 略 (委託等に伴う措置) 第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して<u>受託者</u>が講ずべき措置を明らかにしなければならない。 2 略 (委託を受けたもの等の義務) 第11条の2 <u>実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者</u>又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 2 略 (自己に関する<u>個人情報の公開請求権</u>)	<u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u> <u>(特定個人情報の提供の制限)</u> <u>第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号（同条第7号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u> (結合の制限) 第9条 実施機関は、通信回線による電子計算組織を結合する方法により、<u>保有個人情報</u>を当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)及び(2) 略 2 実施機関は、前項ただし書（同項第1号を除く。）の規定により新たに<u>保有個人情報</u>を当該実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その提供する<u>保有個人情報</u>の記録項目を変更しようとするときも、同様とする。 3 略 第10条 略 (委託等に伴う措置) 第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して<u>当該委託を受ける者（以下「受託者」という。）</u>が講ずべき措置を明らかにしなければならない。 2 略 (委託を受けたもの等の義務) 第11条の2 <u>受託者</u>又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 2 略 (自己に関する<u>保有個人情報の開示請求権</u>)

現 行 条 例	改 正 条 例
第12条 何人も、実施機関に対し、<u>実施機関が保有する自己に関する個人情報</u>（第6条第3項に規定する事務に係るものを除く。以下同じ。）の<u>公開の請求</u>（以下「<u>公開請求</u>」という。）をすることができる。 2 <u>公開請求</u>すべき本人が未成年者又は成年被後見人である場合その他本人が<u>公開請求</u>することができない状態にあると認められる場合には、法定代理人その他本人に代わるべきものと実施機関が認めるもの（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の<u>公開請求</u>をすることができる。 （非公開とすることができる<u>個人情報</u>） 第13条 実施機関は、<u>公開請求</u>に係る<u>個人情報</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>個人情報</u>の全部又は一部を<u>非公開</u>とすることができる。 (1) 法令等の規定により明らかに<u>公開</u>することができないとされている情報及び法第2条第9項に規定する法定受託事務のうち、<u>公開</u>してはならないとされている情報 (2) <u>公開請求者</u>以外の個人に関する<u>個人情報</u>を含む場合であって、当該個人の正当な権利利益を侵すおそれがあると認められるとき。 (3) <u>法人等</u>に関して記録された情報を含む場合であって、<u>公開</u>することにより、当該<u>法人等</u>の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるとき。 (4) <u>公開</u>することにより、人の生命、身体、健康への危害又は財産若しくは生活の侵害を生ずるおそれがあると認められるとき。 (5) 町と<u>国又は地方公共団体その他の公共団体</u>（以下「<u>国等</u>」という。）との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した<u>個人情報</u>であって、<u>公開</u>することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。 (6) 町又は国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは町の機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した<u>個人情報</u>であって、<u>公開</u>することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるとき。 (7) 実施機関又は国等が行う監査、検査、調査、争訟その他の事務又は事業に含	第12条 何人も、実施機関に対し、自己に関する<u>保有個人情報</u>（第6条第3項に規定する事務に係るものを除く。以下同じ。）の<u>開示の請求</u>（以下「<u>開示請求</u>」という。）をすることができる。 2 <u>開示請求</u>すべき本人が未成年者又は成年被後見人である場合その他本人が<u>開示請求</u>することができない状態にあると認められる場合には、法定代理人その他本人に代わるべきものと実施機関が認めるもの（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の<u>開示請求</u>をすることができる。 （<u>不開示</u>とすることができる<u>保有個人情報</u>） 第13条 実施機関は、<u>開示請求</u>に係る<u>保有個人情報</u>が次の各号のいずれかに該当するものは、当該<u>保有個人情報</u>の全部又は一部を<u>不開示</u>とすることができる。 (1) 法令等の規定により明らかに<u>開示</u>することができないとされている情報及び法第2条第9項に規定する法定受託事務のうち、<u>開示</u>してはならないとされている情報 (2) <u>開示請求者</u>以外の個人に関する<u>個人情報</u>を含む場合であって、当該個人の正当な権利利益を侵すおそれがあると認められる<u>もの</u> (3) <u>事業者</u>に関して記録された情報を含む場合であって、<u>開示</u>することにより、当該<u>事業者</u>の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる<u>もの</u> (4) <u>開示</u>することにより、人の生命、身体、健康への危害又は財産若しくは生活の侵害を生ずるおそれがあると認められる<u>もの</u> (5) 町と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した<u>保有個人情報</u>であって、<u>開示</u>することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる<u>もの</u> (6) 町又は国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは町の機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した<u>保有個人情報</u>であって、<u>開示</u>することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められる<u>もの</u> (7) 実施機関又は国等が行う監査、検査、調査、争訟その他の事務又は事業

現 行 条 例	改 正 条 例
まれる<u>個人情報</u>であって、<u>公開</u>することにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (8) 診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務事業に関する<u>個人情報</u>であって、<u>公開</u>することにより、当該事務事業の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき。 2 実施機関は、<u>公開請求に係る個人情報</u>に前項各号のいずれかに該当する<u>個人情報</u>が含まれている場合において、その部分を容易に区分することができるときは、当該部分を除いた部分について<u>公開</u>しなければならない。 (自己に関する<u>個人情報</u>の訂正請求権) 第14条 何人も、実施機関が保有する自己に関する<u>個人情報</u>について事実と誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。 (自己に関する<u>個人情報</u>の中止請求権) 第15条 何人も、実施機関が行う自己に関する<u>個人情報</u>の取り扱いがこの条例の規定に違反していると認められるときは、<u>当該個人情報の取り扱いの中止</u>を当該実施機関に請求することができる。	に含まれる<u>保有個人情報</u>であって、<u>開示</u>することにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる<u>もの</u> (8) 診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務事業に関する<u>保有個人情報</u>であって、<u>開示</u>することにより、当該事務事業の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる<u>もの</u> 2 実施機関は、<u>開示請求に係る保有個人情報</u>に前項各号のいずれかに該当する<u>保有個人情報</u>が含まれている場合において、その部分を容易に区分することができるときは、当該部分を除いた部分について<u>開示</u>しなければならない。 (裁量的開示) 第13条の2 実施機関は、<u>開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</u> (保有個人情報の存否に関する情報) 第13条の3 <u>開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を受け入れないことができる。</u> (自己に関する<u>保有個人情報</u>の訂正請求権) 第14条 何人も、実施機関が保有する自己に関する<u>保有個人情報</u>について事実と誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。 (自己に関する<u>保有個人情報</u>の利用停止等請求権) 第15条 何人も、実施機関が行う自己に関する<u>保有個人情報</u>が次の各号のいずれかに<u>該当する</u>と認められるときは、当該実施機関に<u>対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。</u>ただし、当該保有個人情報の利用の停止、若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1) 次のいずれかに該当するとき。当該保有個人情報の利用の停止又は消去 ア 第7条の規定に違反して収集されたとき。

現 行 条 例	改 正 条 例
第16条 略 (請求の手續) 第17条 <u>公開請求又は訂正請求等</u>（以下「<u>公開請求等</u>」という。）をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。 (1) 略 (2) <u>公開請求等</u>に係る<u>個人情報</u>を特定するために必要な事項 (3) 訂正、<u>削除又は中止</u>の内容（<u>公開請求</u>の場合を除く。） (4) 略 2 前項の請求書を提出した者（以下「請求者」という。）は、自己が当該<u>公開請求等</u>に係る<u>個人情報</u>の本人又はその法定代理人等であることを証明する書面を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。 (請求に対する決定) 第18条 略 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに書面により次に掲げる事項を請求者に通知しなければならない。 (1) 略 (2) <u>公開請求等</u>の全部又は一部に応じない旨の決定であるときは、その理由 (3) 略 3 略 4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る<u>個人情報</u>に<u>第三者に関する情報</u>が記載されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。 5 実施機関は、第1項の規定により訂正請求等の全部又は一部につき応じる旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正請求等に係る個人情報について、必要な範	<u>イ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。</u> <u>ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u> <u>エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。</u> (2) <u>第8条又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき。当該保有個人情報の提供の停止</u> 第16条 略 (請求の手續) 第17条 <u>開示請求又は訂正請求等</u>（以下「<u>開示請求等</u>」という。）をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。 (1) 略 (2) <u>開示請求等</u>に係る<u>保有個人情報</u>を特定するために必要な事項 (3) 訂正、<u>利用停止等</u>の内容（<u>開示請求</u>の場合を除く。） (4) 略 2 前項の請求書を提出した者（以下「請求者」という。）は、自己が当該<u>開示請求等</u>に係る<u>保有個人情報</u>の本人又はその法定代理人等であることを証明する書面を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。 (請求に対する決定) 第18条 略 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに書面により次に掲げる事項を請求者に通知しなければならない。 (1) 略 (2) <u>開示請求等</u>の全部又は一部に応じない旨の決定であるときは、その理由 (3) 略 3 略 4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、<u>第三者（国等及び請求者以外の者をいう。以下同じ。）に関する情報</u>が当該決定に係る<u>保有個人情報</u>に記載されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。 5 実施機関は、第1項の規定により訂正請求等の全部又は一部につき応じる

現 行 条 例	改 正 条 例
囲で訂正し、又は<u>取り扱いの中止</u>をしなければならない。この場合において、当該<u>個人情報</u>を当該実施機関以外のものに提供しているときは、そのものに対して同様の措置を講じさせなければならない。 6 実施機関は、前項の規定により<u>個人情報</u>について訂正し、又は<u>取り扱いの中止</u>をしたときは、その内容を請求者に通知しなければならない。 （自己に関する<u>個人情報</u>の<u>公開</u>の実施及び方法） 第19条 自己に関する<u>個人情報</u>の<u>公開</u>は、実施機関が前条第2項の通知の際に指定した日時及び場所において、当該<u>個人情報</u>が記録されたものの種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行うものとする。 2 第17条第2項の規定は、前項の規定により<u>個人情報</u>の公開を受ける者について準用する。 （費用の負担） 第20条 前条の規定により<u>個人情報</u>の写しの交付を受けるものは、別表に定める費用を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、写しの作成に要する費用の全部又は一部を減免することができる。 第21条 略 （他の制度との調整） 第22条 この条例は、法令等（幕別町情報公開条例（平成11年条例第31号）を除く。）の規定により<u>公開又は訂正</u>を求めることができる場合には、その定めるところによる。 2 略 第23条 略 （出資法人の責務） 第24条 町が出資する法人のうち、実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第25条 略	旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正請求等に係る個人情報について、必要な範囲で訂正し、又は<u>利用停止等</u>をしなければならない。この場合において、当該<u>保有個人情報</u>を当該実施機関以外のものに提供しているときは、そのものに対しても同様の措置を講じさせなければならない。 6 実施機関は、前項の規定により<u>保有個人情報</u>について訂正し、又は<u>利用停止等</u>をしたときは、その内容を請求者に通知しなければならない。 （自己に関する<u>保有個人情報</u>の<u>開示</u>の実施及び方法） 第19条 自己に関する<u>保有個人情報</u>の<u>開示</u>は、実施機関が前条第2項の通知の際に指定した日時及び場所において、当該<u>保有個人情報</u>が記録されたものの種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行うものとする。 2 第17条第2項の規定は、前項の規定により<u>保有個人情報</u>の公開を受ける者について準用する。 （費用の負担） 第20条 前条の規定により<u>保有個人情報</u>の写しの交付を受けるものは、別表に定める費用を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、写しの作成に要する費用の全部又は一部を減免することができる。 第21条 略 （他の制度との調整） 第22条 この条例は、法令等（幕別町情報公開条例を除く。）の規定により<u>開示、訂正又は利用停止等</u>を求めることができる場合には、その定めるところによる。 2 略 第23条 略 （出資法人の責務） 第24条 町が出資する法人のうち、実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく<u>保有個人情報</u>の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第25条 略 （罰則） 第26条 <u>実施機関の職員若しくは実施機関の職員であつた者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事</u>

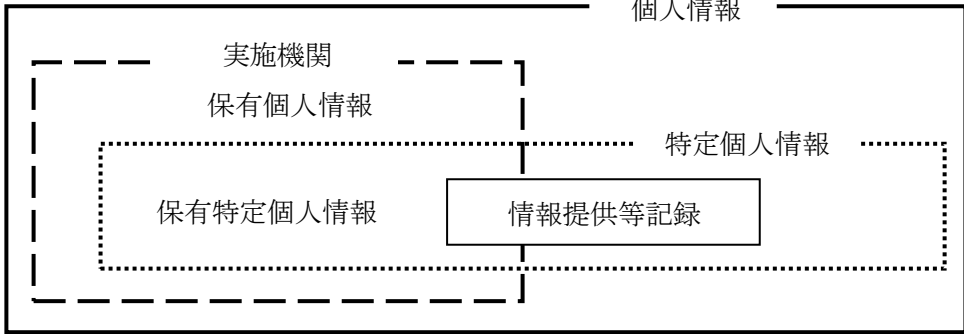
現 行 条 例	改 正 条 例
	<u>していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u> <u>2 前項の「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機で用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</u> <u>第27条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u> <u>第28条 受託者若しくは指定管理者の代表者又は受託者若しくは指定管理者の代理人、使用人その他の従業者が、その委託又は管理の事務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託者又は指定管理者に対しても、各本条の罰金刑を科する。</u> <u>第29条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u> <u>第30条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</u>

幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日条例第32号) 第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 <u>(6) 事業者</u> 事業を営む法人その他の団体（国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。 第3条～第8条 略 (保有特定個人情報の利用及び提供の制限) 第8条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (特定個人情報の提供の制限) 第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号<u>(同条第7号を除く。)</u>のいずれかに	○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日条例第32号) 第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 <u>(6) 情報提供等記録</u> 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録された特定個人情報をいう。 <u>(7) 事業者</u> 事業を営む法人その他の団体（国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。 第3条～第8条 略 (保有特定個人情報の利用及び提供の制限) 第8条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)</u>を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (特定個人情報の提供の制限) 第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特

現 行 条 例	改 正 条 例
該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。 第 9 条～第14条 略 （自己に関する保有個人情報の利用停止等請求権） 第15条 何人も、実施機関が行う自己に関する保有個人情報^{（以下「利用停止等」という。）}が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)及び(2) 略 第16条～第30条 略	定個人情報を提供してはならない。 第 9 条～第14条 略 （自己に関する保有個人情報の利用停止等請求権） 第15条 何人も、実施機関が行う自己に関する保有個人情報^{（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）}が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)及び(2) 略 第16条～第30条 略

幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要

事項	関係条項	改 正 内 容												
1 用語の定義	第2条（改正）	それぞれの用語について、次のように定義する。 <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>個人情報</td><td>個人に関する情報で、特定の個人が識別される情報</td></tr><tr><td>保有個人情報</td><td>職務上作成又は取得した個人情報で実施機関が保有している個人情報</td></tr><tr><td>特定個人情報</td><td>個人番号を含む個人情報（情報提供等記録を含む）</td></tr><tr><td>保有特定個人情報</td><td>職務上作成又は取得した特定個人情報で実施機関が保有している特定個人情報</td></tr><tr><td>情報提供等記録</td><td>情報提供ネットワークシステムによる情報の照会及び提供についての特定個人情報の記録</td></tr></table> 【条例における個人情報の関係 イメージ図】 	用 語	定 義	個人情報	個人に関する情報で、特定の個人が識別される情報	保有個人情報	職務上作成又は取得した個人情報で実施機関が保有している個人情報	特定個人情報	個人番号を含む個人情報（情報提供等記録を含む）	保有特定個人情報	職務上作成又は取得した特定個人情報で実施機関が保有している特定個人情報	情報提供等記録	情報提供ネットワークシステムによる情報の照会及び提供についての特定個人情報の記録
用 語	定 義													
個人情報	個人に関する情報で、特定の個人が識別される情報													
保有個人情報	職務上作成又は取得した個人情報で実施機関が保有している個人情報													
特定個人情報	個人番号を含む個人情報（情報提供等記録を含む）													
保有特定個人情報	職務上作成又は取得した特定個人情報で実施機関が保有している特定個人情報													
情報提供等記録	情報提供ネットワークシステムによる情報の照会及び提供についての特定個人情報の記録													
2 保有特定個人情報の利用の制限	第8条の2（追加）	保有特定個人情報は利用目的以外に利用してはならないが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、情報提供等記録を除く保有特定個人情報を利用目的以外に利用することができる。												
3 特定個人情報の提供の制限	第8条の3（追加）	特定個人情報の提供は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に掲げられた場合に限定されているため、個人情報保護条例においても同様とする。												

事項	関係条項	改正内容
4 裁量的開示	第13条の2（追加）	不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認められるときは、保有個人情報を開示することができる。
5 保有個人情報の存否に関する情報	第13条の3（追加）	開示請求にあたり、保有個人情報の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することと同じ扱いになる場合、存否を明らかにしないことができる。
6 保有個人情報の利用停止等請求権	第15条（改正）	保有個人情報の利用停止等の請求をすることができる事由は、次のとおりとする。ただし、情報提供等記録は、情報提供ネットワークに自動保存されるため、利用停止請求ができない。 (1) 適法に取得されたものでないとき。 (2) 利用の制限に違反して利用又は提供しているとき。 (3) 番号法第20条の規定に違反して収集又は保管されているとき。 (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。 (5) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。
7 罰則	第26条～第30条（追加）	実施機関の職員等が、保有個人情報を正当な理由がなく利用した場合、次の罰則を処する。 (1) 実施機関の職員（従事していた者も含む）等が、正当な理由がなく、個人の秘密が記録された個人情報の公文書やデータベースを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (2) 実施機関の職員（従事していた者も含む）等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (3) 受託業務の従事者、指定管理業務の従事者が、その委託又は管理の事務に関して、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託者又は指定管理者に対しても、各本条の罰金刑を科する。 (4) 実施機関の職員が、職権を濫用して、職務以外の目的で個人の秘密が記録された個人情報の公文書等を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (5) 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。
8 引用条項及び文言の整理		法令に合わせた文言の整理（「公開」→「開示」、「中止」→「利用停止等」）
9 施行期日		個人番号の通知開始時期に合わせて、平成27年10月5日とする。ただし、改正条例第2条（情報提供等記録に関する規定）は、番号法附則第1条第5号に規定する日とする。